

○三芳町子ども医療費の支給に関する条例

平成19年3月13日

条例第4号

改正 平成20年3月12日条例第9号
平成20年9月9日条例第26号
平成21年6月8日条例第23号
平成22年3月17日条例第1号
平成24年3月26日条例第7号
平成24年12月21日条例第35号
平成29年12月20日条例第26号
令和4年6月16日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 中学校就学の終期に達するまでの者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者を含む。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護している主たる生計維持者をいう。
- (3) 医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、又はきゆう師免許を受けた者をいう。
- (4) 医療費 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下同じ。）及び規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する医療に要する費用（入院時食事療養費、第三者行為、交通事故等を除く。）をいう。

(5) 一部負担金 こどもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づく医療の給付により負担すべき額をいう。ただし、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付金があるときは、その額を控除した額をいう。

(6) 現物給付 対象者が、医療機関等で一部負担金の支払いを求められず、市町村が対象者に代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。

（支給対象等）

第3条 この条例に定める医療費の一部負担金の支給の対象となる者は、三芳町の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることも（以下「対象こども」という。）の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者の保護者は、対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、対象こどもに係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担されている者

(4) 三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和50年三芳町条例第22号）により医療費の支給を受けている者

(5) 三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年三芳町条例第29号）により医療費を受けている者

3 対象のこども医療費の支給期間は、中学校就学の終期に達する日までとする。

（支給額）

第4条 町長は、保護者が医療費の一部負担金を支払った場合において、当該支払額を支給するものとする。ただし、保護者の責により過分の自己負担があるときは、その額については、支給の対象としない。

（支給資格の登録等）

第5条 医療費の一部負担金の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、

規則で定める受給資格登録申請書を提出して、受給資格の登録を受けなければならない。

- 2 前項の申請があった場合、町長は規則の定めるところにより内容を審査し、適当と認めるときは、当該こどもの保護者であり、かつ、その主たる生計維持者を受給資格者として認定し、受給者台帳に登録するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長は、対象こどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者がこどもと同居している場合（当該いずれか一の者が、当該こどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。
- 4 町長は、第2項及び第3項の申請に基づき、この条例に定めるこども医療費の支給対象と認定したときは、申請者に受給資格証を交付しなければならない。
- 5 受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、電子資格確認等により各種医療保険の被保険者等であることの確認を受け、受給資格証を提示しなければならない。
- 6 受給資格者は、規則で定める受給資格の喪失又は登録事項の変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（支給の申請）

第6条 医療費の一部負担金の支給は、受給資格者の申請により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町は埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、こども医療費を当該医療機関等に支給することができる。
- 3 前項の規定による支給があったときは、当該医療を受けた子どもの保護者に対して、支給があったものとみなす。

（支給額の決定及び支払い）

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定し、申請者に通知する。

- 2 町長は、前項の規定により支給額を決定したときは、速やかに申請者に支払うものとする。

（支給額の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正の行為によって支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けたものがあるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、受給資格者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させる

ことができる。

(権利の譲渡の禁止)

第9条 この条例に定める医療費の一部負担金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行し、施行の日以後の診療に要した医療費の一部負担金から適用する。

附 則 (平成20年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三芳町こども医療費の支給に関する条例の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平成20年条例第26号)

この条例は、平成20年10月1日から施行し、施行の日以後の入院に要した医療費の一部負担金から適用する。

附 則 (平成21年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三芳町こども医療費の支給に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三芳町こども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費の助成から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第3条の改正規定、第5条第1項ただし書を削り、同項の次に2項を加える改正規定並びに第6条の改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三芳町こども医療費の支給に関する条例(次項において「改正条例」という。)第2条第1号、第3条、第5条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、平成24年10月1日以降の診療に要した医療費の支給について適用し、同日前の診療に要した医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正条例第5条の規定にかかわらず、三芳町乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和48年三芳町条例第8号)第6条第2項に規定する受給者証の交付を受けている者は、引き続き受給資格の登録者とみなす。

附 則(平成24年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、令和4年10月診療分から施行する。